

八丈町農業委員会

第2回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和5年5月25日(木)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：令和5年5月25日(木) 9:00~10:00

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：14名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	磯崎 正
会長職務代理者	13	伊勢崎 武二	〃	7	浅沼 博之
委員	1	磯崎 典雄	〃	8	浅沼 實
〃	2	奥山 利平	〃	9	菊池 寛
〃	3	加藤 純生	〃	10	菊池 みゆき
〃	4	菊池 勝男	〃	11	金田 可奈利
〃	5	青木 保憲	〃	12	菊池 家司

4. 農業委員欠席：0名

5. 農地利用最適化推進委員出席：7名

委員	1	浅沼 隆章	委員	5	菊池 睦男
〃	2	浅沼 美和子	〃	6	奥山 光洋
〃	3	笹本 守彦	〃	7	金田 秀彦
〃	4	浅沼 幸友			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：0名

7. 会議録署名委員の指名：7番 浅沼 博之委員、8番 浅沼 實委員

8. 議事

会議日程

1) 会長活動報告

2) 事務局長活動報告

3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）

議案第3号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和5年度最適化活動の目標の設定等について

9. 出席事務局職員：事務局長 大川 和彦、事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 笹本 大祐、事務局 佐藤 章敬、小宮山 優、持丸 條

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：5名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 河村 徹

八丈支庁産業課農務担当 主事 大道 紀子

島しょ農林水産総合センター八丈事業所長 堀井 善弘

島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 菊池 知古

島しょ農林水産総合センター主任普及指導員 平塚 徹也

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

議長 それでは時間となりましたので第2回総会を開催いたします。
本日の会議録署名委員ですが、7番委員・8番委員お願いします。
次に会長活動報告を行います。

会長 <会長活動報告>

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

議長 それでは議案に移って参ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和5年5月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝
番号1① 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農地区分 農振内、
面積 2,077㎡、権利種別 3条無償移転
譲渡人 ●●●●
譲渡人は健康上の理由により、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。
譲受人 ●●●●
譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。
作付予定作物 野菜・イモ類

続いて番号1農地、の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

最後に許可要件について説明します。

番号1の●●●●さんについては、現在漁業を営んでおり、休日や空いた時間を利用して奥さんと一緒に協力して耕作していくとのこと。農地については、現在野菜類が栽培されており、一部遊休化している部分もありますが、今後は徐々に開墾していくとのこと、全部効率利用・常時従事については問題ありません。

地域との調和についても周囲の方と話をし、調和した農業を行っていきたいということです。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、4番推進委員お願いします。

推委4番 農業委員、事務局と一緒に現地確認を行いました。農地については、野菜が植えられておりますが、一部荒れた状態の部分もあります。今後は整備して耕作していくとのことですので、問題ないかと思われま。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、5番農業委員お願いします。

農委5番 推進委員、事務局と現地確認を行いました。農地については、今推進委員が説明したとおりです。また、●●●●さんについては、事務局から説明があったように漁業を営んではおりますが、奥さんと一緒に耕作していくとのことですので問題ないかと思。よろしくをお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、質問や意見等はございますか。…無いようでしたら第1号議案を許可相当と決するにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号については許可することと決しました。

議長 続いて、議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）を上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和5年5月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

ここで少し補足させていただきます。

ただいま『旧農業経営基盤強化促進法』と説明しましたが、

本来ですと、改正された新しい農業経営基盤強化促進法での手続きとなるところでしたが、東京都の方で要綱等の準備がまだできておらず、今年の10月ごろぐらいまでには、準備を完了させるとのことです。ですので、10月を目処に準備が完了するまでは、旧農業経営基盤強化促進法という文言での説明となります。東京都農業会議の方からも、この文言での手続きをして法律的には問題ないとの助言もいただいておりますことご了承ください。

それでは説明に戻ります。

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 43,064㎡のうち16,854㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 被相続人 ●●●● 相続人代表 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 農事組合法人 ●●●●

利用目的 ロベレニー、期間 10年間、賃借料は年間97,750円となります。

続いて番号2 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 1,304㎡のうち308㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 グラジオラス、期間 3年間、賃借料は無償となります。

番号1、番号2どちらも以前から貸し借りがされている案件で内容的には更新ではあるのですが、今まで相対して行っていた貸し借りを、今回から間に農業会議が入った中間管理事業での貸し借りに変更したことから、新規での取り扱いとさせていただきますことご了承ください。

続いて番号1農地、の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

続いて番号2農地、の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2農地説明】

最後に確認事項ですが、番号1の中間管理機構を通して利用権設定を受ける農事組合法人●●●●さんについては、農地所有適格法人ですので、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地については先ほど説明したとおり、内容的には更新ということで、すでにロベが植えられており、引き続きロベを栽培する計画となっております。

続いて番号2の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●●●●さんは、農業者でありますので全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地については先ほどから説明しているとおり、内容的には更新ですので、これまでと同様にグラジオラスを継続して栽培していく計画となっております。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。

番号1農地について、6番推進委員お願いします。

推委1番 農業委員、事務局と現地確認を行い、ロベがきれいに植えられておりました。
事務局から説明があったとおり、内容としては更新ですので、今後も継続して耕作されると思
われますので問題ないかと思われます。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号1について、3番農業委員お願いします。

農委3番 推進委員、事務局と現地を確認しました。
事務局、推進委員からの説明どおり、何も問題はないかと思われますので、ご審議よろしくお
願いします。

議長 続いて、番号2農地について、担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思
いますが、各委員方にご意見及び審議いただく前に、本件関係者となる推進委員は退出いた
だきますようお願いいたします。
～関係委員退出～

議長 それでは、番号2農地について、13番推進委員お願いします。

農委13番 事務局と現地を確認しました。グラジオラスの花も咲き終わり球根を掘り起こす作業をしてい
る最中でした。内容的には更新であり、作物も栽培され畑もきれいに活用されておりますので、
問題ないかと思われます。よろしくをお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。
…無いようでしたら第2号議案を承認することにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第2号については承認することに決しました。
事務局は退出された委員に、議場自席に戻っていただくよう連絡をお願いいたします。
～退出委員入室し、自席へ着席～

議長 続いて、議案第3号令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施
状況の公表及び令和5年度最適化活動の目標の設定等について上程いたします。事務局より説
明願います。

事務局 議案第3号令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公
表及び令和5年度最適化活動の目標の設定等について
上記議案を提出する。

令和5年5月25日 八丈町農業委員会 会長 沖山慶孝

別紙のとおり、本件については、農林水産省経営局長からの通達により、農業委員会の適正な事務実施を行うことを目的として、毎年、活動計画を定め、その点検評価を行うこととしているために提出する。

前回総会の協議第1号にて令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和5年度最適化活動の目標の設定等についての案を決定いたしました。この案を町ホームページにて5月1日から19日までの期間掲載し、町民方の意見と要望の募集を行いましたが、意見と要望はありませんでしたので、別紙本案を最終的な決定としたいため審議願います。

また、農業委員会等に関する法律の第37条（情報の公表）にて、農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないとあります。

農林水産省経営局通知「農業委員会事務の実施状況等の公表について」より、活動の点検・評価及び活動計画については、市町村のホームページ等で6月30日までに公表することが適当となっておりますので、6月1日より、この令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和5年度最適化活動の目標の設定等を町ホームページにて公表します。

議長 説明が終わりました。議案第3号について、なにかご意見やご質問等がございますか。

…無いようでしたら第3号議案を決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

異議なしと認め、議案第3号については原案どおり決定することに決めます。